

川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 環境影響評価方法書に係る手続について

項目	内容
事業名称	川崎天然ガス発電所3・4号機増設計画 <ul style="list-style-type: none"> <li>対象事業実施区域:川崎市川崎区扇町12番1号 JXエネルギー株式会社 川崎事業所の敷地内</li> </ul>
事業の種類	環境影響評価法で規定する第一種事業 (出力が15万kW以上である発電設備の新設を伴う火力発電所の変更の工事)
方法書の送付等 (法第6条)	事業者は、対象事業に係る環境影響を受ける範囲であると認められる地域を管轄する都道府県知事及び市町村長に対し、方法書を送付しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>送付日 平成28年3月24日(木)</li> <li>影響範囲 川崎市川崎区、幸区、中原区 横浜市鶴見区、神奈川区、西区、中区、港北区 東京都大田区、品川区</li> </ul>
方法書の公告 (法第7条、第7条の2第2項)	事業者は、方法書の作成、縦覧及び説明会の開催等について公告しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>公告日 平成28年3月25日(金)</li> <li>日刊新聞(朝日、読売、毎日、日経、産経、神奈川、東京)への掲載による。</li> </ul> <p>また、方法書の送付を受けた横浜市長は、条例第58条第1項に基づき、その旨を市報に公告しました。</p>
方法書の縦覧 (法第7条)	事業者は、方法書を影響範囲内において縦覧に供しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧期間 平成28年3月25日(金)から同4月23日(土)まで (その後、条例の縦覧期間に合わせ、同5月9日(月)まで閲覧)</li> <li>縦覧場所 (横浜市内)横浜市環境創造局環境影響評価課、 鶴見区、神奈川区、西区、中区及び港北区の各区区政推進課</li> <li>その他に、事業者WEBで全文公表</li> </ul> <p>また、横浜市長も条例第58条第1項に基づき、一般の縦覧に供しました。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>縦覧期間 平成28年3月25日(金)から同5月9日(月)まで</li> <li>縦覧場所 上記と同じ</li> <li>その他に、関係地域の横浜市立図書館に配架、本市WEBで全文公表</li> </ul>
説明会の開催 (法第7条の2第1項)	事業者は、縦覧期間内に影響範囲内において、方法書の記載事項を周知させるための説明会を開催しなければならない。 <ul style="list-style-type: none"> <li>横浜市内の開催場所 横浜市技能文化会館(4月5日(火))</li> <li>その他に、川崎市内で2回、東京都内で1回開催</li> </ul>

項目	内 容
意見書の提出 (法第8条)	方法書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、公告日から、縦覧期間満了日の翌日から起算して2週間を経過する日までの間に、事業者に意見書を提出することができます。 ・ 提出期間 平成28年3月25日(金)から同5月9日(月)(必着)まで
意見の概要等の送付 (法第9条、電気事業法第46条の6)	事業者は、意見の概要及び事業者の見解を記載した書類(以下「意見概要等」という。)を、影響範囲の首長に送付しなければならない。
知事等の意見 (法第10条、電気事業法第46条の7、他)	関係都道府県知事は、意見概要等の送付を受けてから90日以内に、経済産業大臣に対し、環境の保全の見地からの意見を述べます。この際、関係都道府県知事は、期間を指定して関係市町村長の意見を求めます。
審査会への諮問 (条例第58条第2項)	横浜市長は、方法書に対する意見を述べる際には、審査会に諮問しなければならない。 ・ 諮問 平成28年4月8日(金)
市長意見の公告・縦覧 (条例第58条第3項)	横浜市長は、方法書に対する意見を述べたときは、その旨を市報に公告し、市長意見の写しを公告日から起算して30日間一般の縦覧に供します。

注)法:環境影響評価法 条例:横浜市環境影響評価条例

## 発電施設（法対象事業）の方法書の手続の流れ

\* 条例及び環境影響評価法に基づく主な手続

